

海外労働事情

イギリス

建設業における安全衛生問題

建設業における死亡事故の削減に向けた安全衛生制度の強化について、雇用年金大臣から昨年末に諮問を受けていた外部専門家の報告書が七月に発表された(1)。

報告書は、建築申請や公的調達への参加に際して安全衛生管理体制の整備を条件に組み込むことや、建築現場の安全衛生管理に関する責任者の明確化などを提言するとともに、企業に対して、労働組合や労働者の参加を通じた安全衛生管理体制の枠組み作りを求めている。

また、行政による規制強化も今回の提言の重要な柱となっている。その一つは、安全衛生制度を所管する安全衛生庁(Health and Safety Executive)の監督強化で、体制の拡充とともに、違反企業に対する取り締まりの厳格化を検討するよう安全衛生庁に要請している。さらに、下請け・孫請け企業に対するより強力な規制の必要性を主張している。こうした企業は、自営業者を柔軟な労働力として多用する傾向があり、労働者は低い労働条件の

とで搾取の対象となっている場合が少なくないという。このため対応策として、現在農業・食品加工業の労働力供給事業者(gangmaster)に適用されている認可制度(2)を建設業における労働力供給事業者にも適用することを求めている。

報告書はこのほか、建設業における技能の標準化や徒弟制度などによる人材育成の重要性にも言及している。技能水準に応じて従事できる職務を明確にするとともに、労働者の技能水準の向上を通じて、安全性を高めることが狙いだ。政府は、報告書の提言内容を検討の上、年内に方針を示すとみられる。

建設業の安全衛生は、移民労働者をめぐる問題と密接に関連している。現地メディアは、建設現場で働く外国人労働者は国内労働者の二倍の死亡リスクにさらされているとしている。これは、安全衛生庁が公表した二〇〇七年度の建設業における事故死亡者に関するデータで、外国人労働者が全体の一七%(二件)を占め、建設業における外国人労働者比率(八%)の倍に達していることを指したものだ。

また五月に、議会の内務委員会(Home Affairs Committee)がとりまとめた「人の密輸」

(human trafficking)に関する報告書(3)も、建設業における外国人労働者に対する搾取などの不当な扱いの横行に懸念を示しており、上記の専門家報告書と同様、ギャングマスター制度による規制強化を提案している。

【注】

1. "One Death is too Many: Inquiry into the Underlying Causes of Construction Fatal Accidents Presented" Donaghy, R.(2009)『前後してHSEが公表した報告書によれば、建設業における事故死亡者数は一九八三年の一四〇件から〇七年度には七二件に、また〇八年度には五三件へと記録的に減少している。ただしHSEは〇八年度の減少について、不況による建設業の低迷の影響も考えられるとしている。』
2. 二〇〇四年に、労働力供給事業者のもとで員の採取に従事していた中国人不法労働者二人が溺死した事件をきっかけに、規制の必要性が議論されることとなった。二〇〇六年から本格的に開始されたギャングマスター制度は、農業労働や貝の採取、食品加工・包装等の作業に労働力を手配する事業者に認可取得を義務付けており、現在は二・三〇の認可事業者が、農業以外にも建設業やサービス業などに労働力の提供を行っている。認可及び毎年の更新は、ギャングマスター認可局(Gangmasters Licensing Authority)によって実施されるが、その際の条件は、安全衛生への配慮など適正な労働条件を労働者に提供していること、

不法労働者を使用していないことなど。なお、ギャングマスターのもとで働く労働者の数などは把握されていないが、移民が多いといわれる。

3. "The Trade in Human Beings: Human Trafficking in the UK-Sixth Report of Session 2008-09" House of Commons Home Affairs Committee (2009)

【参考資料】

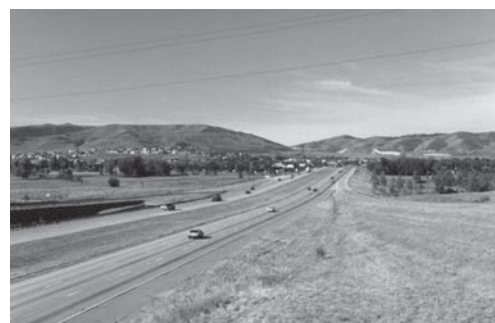
Department for Work and Pensions' Health and Safety Executive' United Kingdom Parliament' Gangmasters Licensing Authority' Personnel Today 各ウェブサイトを参照。

(国際研究部)

アメリカ

コロラド州、米最賃制度史上初の引き下げの可能性

アメリカの最低賃金は連邦の制度とともに州別の制度がある。連邦の制度と同様に法律によって最賃額を決定し水準の変更には法律の改正が必要な州が多くを占めるが、消費者物価などに基づき毎年水準を調整する州がアリゾナ州やフロリダ州など一州ある。このうちコロラド州とミズーリ州では引き上げとともに、物価水準が下落した場合には減額の可能性も認めている。ただし、ミズーリ州の最賃額は現在、連邦最賃と同額に設定さ



れており、次回の最賃額改定で減額の決定が下されることはない。

労働統計局の八月一四日の発表(1)でコロラド州の州都デンバー圏の二〇〇八年七月から二〇〇九年七月にかけての消費者物価指数が〇・六%下落した同州では州最賃を七・二八ドルと規定しており、連邦最賃よりも三セント高い水準になっている。物価水準の下落を受け、来年の一月の最賃額改定において減額される可能性が出てきた。減額されれば一九三八年に連邦最賃が制度化されアメリカにおいて最賃制度が確立して以来、はじめてのケースとなる。

コロラド州労働省労働基準局のピーター・ウィングイト局長の八月二六日時点でのコメントとして、「従来、労働統計局の消費者物価指数に連動する形で最

賃額を決定してきたことは事実である。しかも現行の制度になつて消費者物価が下落したのは初めてである」とした上で、「ただし、正式な決定は二、三週間の審議を経て九月下旬に下されるため、最賃引き下げは現段階での公式決定ではない」と強調している。

コロラド州において良き仕事と強いコミュニティの実現にむけてアドボカシー活動を展開する F R E S C (2) のロビン・クニーク・ディレクターは、インフレ率に沿って調整する最賃制度であるから減額の可能性があることは当然のことではあるが、昨年以来の経済が危機的な状況下にあつて、経済を回復し労働者とその家族の苦難を回避しようと取り組んでいるなか、事業主は賃金の引き下げに走るようなことはないようにしてもらいたいと主張する。

貧困や低所得層支援のために最賃の問題に取り組む非政府組織は、最賃額を生計費やインフレと連動させようとする運動を展開している。コロラドでその改革を推進した運動家たちは生計費が下落することは想定していなかった。ただ、コロラド州で最賃を物価上昇率に連動して改定する制度を導入した二〇〇六年、州議会議員の多数の支持を得てこの制度を成立させるためには、最賃額の引き下げに関する条項を盛り込むことが不可

欠であつたと指摘する。

コロラド州で最賃の物価上昇に連動して改定する制度の実現に携わった組織の一つである「働く女性全国連盟」、そのコロラド支部ローレナ・グラシア支部長は「最賃水準で生活している者にとつて、ペニー(セント硬貨)一枚一枚が生活の支えとなつていゝ。時給で三セント引き下げられただけでも生活に大きな打撃となる」と強調する。

【注】

1. 労働統計局資料：(http://www.bls.gov/ro7/epiden.pdf)
2. 以前の組織名 Front Range Economic Strategy Center の頭文字からこの組織名称 (http://www.frsec.org/)

【参考資料】

- コロラド州労働省：(http://www.coworkforce.com/lab/minimumwage.asp)
- Bureau of National Affairs, "Daily Labor Reports, August 27, 2009 ニューヨークタイムスのホームページ (二〇〇九年八月十九日付)：(http://www.nytimes.com/aponline/2009/08/19/business/AP-US-Minimum-Wage-Drop.html?_r=1&scp=2&sq=minimum%20wage&st=use)

(国際研究部 北澤謙)

フランス①

RSA (積極的連帯所得手当) スタート

新制度、六月一日より開始

雇用省統計局 (D A R E S) では、二〇〇九年六月一日から生活保護を受けていた失業者が就職しても手当の一部を引き続き受け取れる新制度「積極的連帯所得手当 (R S A = Le revenu de solidarité active)」が全国的に導入されたことを受け、雇用局に求職者登録する人数が今後大幅に増加すると予測している。

同制度は、一九八八年に導入された「社会参入最低所得手当 (R M I = Le revenu minimum d'insertion)」、「単身手当 (A P I)」、「及び「雇用手当 (P P E)」(2) に代わる制度で、「働かずとも働いた方が収入増加につながる制度」として、一部の県での試験的導入を経て、二〇〇八年二月一日の法律により全国的導入が決定した(3)。「貧困と闘うために、受給者に最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、受給者の社会参入を手助けする」ことが狙い。R M I では支給対象者には該当しないものの所得が低いという者についても、R S A では支給対象とし、低所得就業支援を拡大した。

R S A の受給要件は、原則二五歳以上(扶養している子供がある場合は二五歳未満も可)の低所得者(月収八八〇ユーロ未満)で、給付額は世帯収入や世帯の構成員の数などを考慮し計算される。その際、家族構成や扶養する子供の有無によって設定された基準額を使用する。

R S A 受給者が、「無職で、収入が R S A 給付額の計算に使用される基準額(独身で子供がない場合は四五四・六三ユーロ/月)よりも低い」または「直近の三カ月の平均月額賃金が五〇〇・〇〇ユーロ未満」——である場合、積極的に求職活動を行わなくてはならない。同時に、その活動に対する援助(雇用復帰個別支援)を受ける権利がある。なんらかの理由で求職活動を行えない場合は、六カ月ごとに現況確認がおこなわれる。なお、就職した後は、手当の最高三八%を引き続き受給でき、月におよそ七〇〇ユーロの収入が

表 RSA 給付額の計算に使用される基準額

世帯を構成している者の数	基準額
単身の成人一人	454.63 ユーロ
扶養する子のいない成人二人	681.95 ユーロ
扶養する子1人についての加算	子ども2人までは 136.39 ユーロ 3人目からは 181.85 ユーロ
子どもがいる単身の成人一人	778.32 ユーロ (+194.58 ユーロ / 追加の子)

© La Documentation française, 21 Avril 2009 - Réf. : F19781

保障されることになる。

R M I では、少しでも働いて収入を得るとその分手当が削られるということなどから、就業意欲が著しく損なわれ、社会復帰率の低下が大きな問題となつていた(4)。政府は、R S A の導入により、雇用促進と収入増による消費の拡大も目指しており、労働関係制度では二〇〇〇年の週三五時間労働制の導入以来の大規模改革と言われている。

【注】

1. 離婚者、寡婦、未婚者で妊娠しているか扶養子女を持ち一人で子女を養育している者で、基準の収入に満たない者に対して支給される。
2. 最低賃金労働者の税負担軽減を目的として二〇〇一年に導入された。社会保険料として源泉徴収される一般社会保険拠出金(C S G)の一部を還付金(または税控除)のかたちで支給する給付金の一種。
3. フランス本土では、二〇〇九年六月一日から、海外県では二〇〇九年一月一日から実施。
4. R M I は、著しく困難な状況にある者に生活給付と住宅援助を保障する制度で、日本の生活保護に近い。世帯収入と構成員の人数により給付額は異なり、独身者には月額四五四・六三ユーロ(約六万円)が支給されてきた(〇九年一月一日改定、この基準額は六月一日より R S A 基準額)。就職するとこの手当の支給は止められるため、世帯収入がかわって減少する場合や、逆に家族の人数によっては、手当が最低賃金よりも高くなる場合もあり、「働かずに R M I を受給し続ける」ケースが増加していた。



【参考資料】
 DEMANDEURS D' EMPLOI
 INSCRITS ET OFFRES
 COLLECTÉES PAR PÔLE
 EMPLOI EN JUIN 2009, DARES,
 Juillet 2009
 フランス SERVICE-PUBLIC サイト
 (http://vosdroits.service-public.
 fr/particuliers/F19781.shtml)

(国際研究部)

フランス②

七月発表雇用動向・失業
 者数、依然として高水準

雇用省統計局 (DARES) が七月末に発表した雇用統計によると、六月のフランス本土の求職者数は四〇九万七八〇〇人で、五月より〇・七% (二万九七〇〇人) 増加した (表)。このうち「無職で、積極的な求職活動を義務づけられる (カテゴリーA、B、C) は三六三万四八〇〇人で、五月より〇・三% (九二〇〇人) 増加、前年同月比では一八・七%の増加となった。また、六月に雇用局に登録されたフランス本土の求人については、前月より七・五%増加 (前年同月比一五・六%減) している。雇用期間別にみると、一カ月未満の臨時雇用の求人が最も増えている (一一・二%増)。

リーA」者は、五月より〇・七% (二万八六〇〇人) 減少し二五二万四五〇〇人で、今年に入ってから初めての減少を示した。しかし、前年同月比では二五・七%増加しており、依然として高水準を維持している。

雇用局 (Pôle emploi) に求職者登録した者のうち、「月に七八時間未満就労していて、積極的な求職活動を義務づけられる (カテゴリーB)」者は四九万六六〇〇人で、五月より二六%減少 (前年同月比では八・〇%増)、「月に七八時間以上就労していて、積極的な求職活動を義務づけられる (カテゴリーC)」者は六一万三七〇〇〇人で、七・一%増加しており (前年同月比三・三%増)、職の有無にかかわらず積極的な求職活動を義務づけられる求職者 (カテゴリーA、B、C) は三六三万四八〇〇人で、五月より〇・三% (九二〇〇人) 増加、前年同月比では一八・七%の増加となった。また、六月に雇用局に登録されたフランス本土の求人については、前月より七・五%増加 (前年同月比一五・六%減) している。雇用期間別にみると、一カ月未満の臨時雇用の求人が最も増えている (一一・二%増)。

なお、DARES が毎月発表する雇用統計は、雇用局の求職者登録データによるもので、雇用局に登録した求職者の概念は、ILO (国際労働機関) の失業

表 月末に雇用局に登録した求職者数と求人数

単位：1000 人

季節変動・実労働日修正済み (Cvs - cjo) データ	08年 6月	09年 5月	09年 6月	前月比 (%)	前年 同月比 (%)
フランス本土					
カテゴリー A (積極的求職活動、無職)	2009	2543.1	2524.5	-0.7	25.7
カテゴリー B (積極的求職活動、短期限定活動)	459.7	509.7	496.6	-2.6	8
カテゴリー C (積極的求職活動、長期限定活動)	594.2	572.8	613.7	7.1	3.3
カテゴリー A、B、C (積極的求職活動)	3062.9	3625.6	3634.8	0.3	18.7
カテゴリー D (積極的求職活動免除、無職)	173.4	207.5	225	8.4	29.8
カテゴリー E (積極的求職活動免除、職あり)	222.5	235	238	1.3	7
カテゴリー A、B、C、D、E (全体)	3458.8	4068.1	4097.8	0.7	18.5
フランス (海外県含む)					
カテゴリー A、B、C (積極的求職活動)	3257.5	3843.1	3850.5	0.2	18.2

者の概念とは異なる。求職者は「積極的な求職活動を行う義務があり、かつすぐに働ける状況でなければならない」という法的規則を基準として、カテゴリー A、B、C に分類される。また、求職者の限定的就業は認められている。ちなみに、I

ILO の失業者の定義は「仕事への従事が週一時間未満であって、二週間以内に就業が可能で、過去四週間以内に求職活動を行っ

季節変動・実労働日修正済み (Cvs-cjo) データ	08年 6月	09年 5月	09年 6月	前月比 (%)	前年 同月比 (%)
フランス本土					
— 持続的雇用 (6 カ月以上) (※)	130.1	96.7	103.8	7.3	-20.2
— 一時的雇用 (1 ~ 6 カ月)	120.4	96.1	102.2	6.3	-15.1
— 臨時雇用 (1 カ月未満)	40.8	35.8	39.8	11.2	-2.5
全体	291.3	228.6	245.8	7.5	-15.6
フランス、全体	297.8	234.7	252.1	7.4	-15.3
修正前データ					
フランス本土、全体	343.7	222.7	292.3		-15
フランス、全体	350.6	227.8	298.9		-14.7

(※) 2008 年に関しては、「新規雇用契約 (CNE)」の求人も含む。なお、CNE は、従業員 20 人以下の企業を対象に、2 年間の試用期間とその間に特別な理由なく解雇できることを認めた雇用契約で、「雇用に柔軟性を持たせることができ、新たな雇用を創出できる」として 2005 年に導入されたが、「2 年もの長期の試用期間は ILO158 号条約に反する」とする ILO の決定を受け、2008 年 6 月廃止が決定した。

DEMANDEURS D' EMPLOI INSCRITS ET OFFRES COLLECTÉES PAR PÔLE EMPLOI EN JUIN 2009, DARES, Juillet 2009 より作成

た一定年齢以上の者」であり、フランス国立統計経済研究所（INSEE）は四カ月ごとに雇用統計を再集計し、このILO定義による失業率を算出、発表している（注）。

〔注〕

二〇〇九年第一四半期の失業率（ILO基準）は八・九%（改定値）。第二四半期は九・五%（九月三日発表）。

【参考資料】

DEMANDEURS D'EMPLOI
INSCRITS ET OFFRES
COLLECTÉES PAR PÔLE
EMPLOI EN JUIN 2009, DARES,
Juillet 2009

（国際研究部）

韓国

双竜自の労使交渉が終結

長期化していた双竜自動車の労使交渉が八月六日妥結した。



双竜自の労使双方はリストラ対象者（九七四人）中四八%を無休職（営業職への配置転換含む）、五二%を整理解雇することで合意。二カ月半以上にかたつて続いたストライキがようやく終結した。

当初経営側は、無休職四〇%整理解雇六〇%を主張、無休職四四%整理解雇五五%を求める労組との交渉は平行線をたどっていたが、最終的に無給休職の期間について当初の八カ月から二カ月とすることで妥結した。交渉妥結により平澤工場（京畿道）に立てこもっていた約四〇〇人の組合員が工場を出たことを受け、双竜自は一日までに生産を再開する意向を表明した。

妥結したとは言え、二カ月半にわたるストライキの残したダメージは大きい。近く生産を再開する双竜自がまとめる再生計画案は、債権の返済方法が主な内容となる。会社を整理するより存続したほうが多くの債権を返済できることを示さなくてはならない。イメージダウンをばん回し売り上げを増やす具体的なプランを示し債権者を納得させる必要がある。法院裁判所は提出された計画案を検討し、一〜二カ月以内に債権者を召集。債権団は計画案を審議して同意するかどうかを決める。同意すれば法定管理（会社更生法に相当）は継続される。

政府と債権団は、退社する従業員の退職金などに一〇〇億ウォンを支援し、事業再編が終了すれば第三者への売却を進める方針だ。すでに双竜自は国内外の自動車メーカーに打診を始めているが、これまでにロシアやインド、中国、リビアなどの企業や私募ファンド（PEF）のほか韓国の中堅メーカー数社が関心を見せているという。

ただ、双竜自は上海汽車に売却された後も経営不振を打開できなかつた前歴があるだけに、売却はスムーズには進まない見通しだ。また、債権団は事業再編の資金は支援するが、新車開発などにかかる費用は支援しない方針を打ち出しており、経営再建には厳しい道のりが続くと思われる。

双竜自の工場がある京畿道平澤市は九日、双竜自の下請けメーカーの倒産や整理解雇への対策として「民生銀行」を設立すると発表した。雇用安定と失業対策、助け合い事業、奨学事業などを手がけ、失業者と家族を支援する。市の経済規模の一五%を双竜自が占めることから市側の打撃も大きい。このため市は、平澤地区を雇用開発促進地区に指定し財政支援するよう労働部に対して要請している。

【資料出所】

NNA、聯合ニュース、韓国経済新聞他

（国際研究部）

中国

就業者数は七億七四八〇万人、〇八年末の労働・社会保障の統計発表

政府は二〇〇八年末における労働及び社会保障関係の主要統計指標を発表した。以下は要旨。

1. 労働市場

中国全土の就業者数は七億七四八〇万人となり、前年比で四九〇万人の増加。産業別内訳を見ると、第一次産業に従事する就業者数は三億六五四万人で全国の三九・六%、第二次産業は二億一〇九万人で二七・二%、第三次産業は二億五七一七万人で三三・二%を占めている。なお都市部の就業者数は三億二一〇万人で前年比八六〇万人の増加となっており、対して農民労働者数は二億二五四二万人で、うち出稼ぎ農民は一億四〇四一万人と発表された。一方、都市部の登録失業者数は八八六万人で、都市部登録失業率は四・二%であった。

外国人労働者に関しては、外国人就業証を所持して中国で働く外国人人数が二一・七万人、台湾・香港・マカオの就業証を所持して内地で働く台湾・香港・マカオの人員はあわせて八・九万人であった。

労働市場全体としては、市場監視機能の整備が進み、イン

ターネット募集に関する指導、モデル化が模索され、人的資源の地域開発と地域間協力が積極的に推進されている。この結果、全国の職業紹介機関は総数三万七二〇八カ所となり、うち二万四四一〇カ所が公的職業紹介機関である。公的職業紹介機関では年間延べ二〇二〇万人に職業を斡旋し、斡旋数は前年比で二%の増となった。

2. 社会保障

社会保障制度の整備が進んでいる。各種社会保障がカバーする範囲は拡大を続け、保険加入者と基金の規模は引き続き増大している。五種類の社会保険基金収入はあわせて年間一兆三六九六億元となり、前年比二八・八四億元の増となった。増加率は二六・七%。他方基金の支出額も合計九二五億元となり、前年比二〇・三七億元の増加、増加率は二五・八%であった。

（1）年金保険

全国の都市部基本年金保険の年末時における加入者数は二億一八九二万人で、前年比一七・五四万人の増となった。内訳を見ると、雇用労働者の加入者数が一億六五八七万人、離職者の加入者数が五三〇四万人で、それぞれ前年比で一四〇四万人、三五〇万人増となっている。一方、基本年金保険に加入している農民労働者の数は二四一六万人で、前年比五七〇万人増であった。

基本年金保険支給対象となる企業退職者はあわせて三四六万人で全企業退職者数の七三・二%を占め、前年比二ポイントの増であった。企業退職者に対する基本年金支給状況はすべてが期限通りに満額支給されるなど改善されてきている。

この結果、都市部の基本年金保険基金の総収入は九七四〇億元となり、前年比で二四・三%の増。このうち保険料徴収収入は八〇一六億元で、前年比二・三・四%の増であった。各レベルの財政支出による基本年金保険基金への補助金総額は一四三七億元であり、基金の総支出は七三九〇億元で、前年より一三・九%の増。基本年金保険基金の残高は累計で九九三・一億元となった。

他方、遼寧省、吉林省、黒龍江省、天津市、山西省、上海市



江蘇省、浙江省、山東省、河南省、湖北省、湖南省、新疆自治区など一三の企業従業員基本年金保険個人口座モデルケース実施地域では、基本年金保険の個人口座基金が一〇〇億元あまりに達している。一八の省と新疆生産建設兵団は年金保険の省レベルでの統一準備制度を打ち出した。また、山西省、上海市、浙江省、広東省、重慶市の五つの省・直轄市では、事業団体職員の年金保険制度改革のモデル試行実施準備作業が進んでいる。

現在三・三万の企業に企業年金が構築されており、保険料支給対象従業員数は一〇三八万人にのぼっている。この結果年末時における企業年金基金の累計残高は一九一・一億元となった。

一方、全国の農村の年金保険加入者数は五五九五万人で、前年末より四二四万人増えた。年間で五一二万人の農民が年金を受け取ったが、これは前年より一〇二万人の増加であった。年間支給された年金はあわせて五六・八億元で、前年比四二%の増加。農村部における年金保険基金の累計残高は四九九億元であった。年末時、二七の省の一〇一の県で土地を徴用された農民の社会保障給付が実施され、一三二四万の農民が基本的な生活保障制度または年金保障制度の支給対象となった。

(2) 医療保険

年末時の全国の都市部基本医

療保険の加入者数は三億一八二二万人で、前年より九五二一万人増加した。このうち、都市部雇用労働者の基本医療保険の加入者数は一億九九九六万人で、前年より一九七六万人の増加、都市部住民の基本医療保険の加入者数は一億一八二六万人で、前年より七五三五万人増加した。雇用労働者の基本医療保険加入者のうち、在職者の加入者は一億四九八八万人、退職者の加入者は五〇〇八万人でそれぞれ前年比一五六八万人増、四〇八万人増となった。対して医療保険に加入している農民労働者は四二六六万人で、前年より一一三・五万人増加した。

この結果、都市部の基本医療保険基金の年間総収入は三〇四〇億元となり、支出は二〇八四億元でそれぞれ前年比三四・七%増、三三・四%増であった。都市部基本医療保険基金の累計残高は三四三・三億元となり、このうち統一的準備基金の残高は二二九〇億元、個人口座の蓄積は一四二・二億元であった。

(3) 失業保険

年末時における全国の失業保険加入者数は一億二四〇〇万人で、前年より七五五万人増加した。このうち、失業保険に加入している農民労働者の数は一五四九万人で、前年比三九九万人の増加。一方、失業保険金受給者数は二六一万人で、前年比で二五万人の減少であった。また、

労働契約が継続されず、事前に労働契約が解除された農民の契約労働者九三万人に対し一括支給の生活補助金が支給された。失業保険基金の収入は五八五億元、支出は二五四億元で、それぞれ前年比で二四%増、一六・五%増であった。この結果、失業保険基金の累計残高は一三二〇億元となった。

(4) 労災保険

年末時における労災保険加入者数は一億三七八七万人で、前年より一六一四万人増加した。このうち、労災保険に加入している農民労働者数は四九四二万人で、前年比九六二万人増加した。労災の認定を受けた者は九五万人で、前年より一九九万人増加した。また、障害者等級の認定を受けた人の数は三八八万人で、前年より二万人増えた。労災保険待遇を適用された人数は年間で一一八万人にのぼり、前年より二二万人増えた。年間の労災

保険基金の収入は二一七億元、支出は一二七億元で、それぞれ前年比で三〇・九%増、四四・四%増となった。労災保険基金の累計残高は三三・五億元、備蓄金の残高は五〇億元であった。

(5) 出産保険

年末時における出産保険加入者数は九二五四万人で、前年より一四七九万人増加した。年間ではのべ一四〇万人が出産保険の適用を受け、対象者は前年よりのべ二七万人増加した。出産

保険基金の収入は一四四億元、支出は七一億元で、それぞれ前年比で三六・〇%増、二八・六%増であった。出産保険基金の累計残高は一六八億元であった。

(6) 社会保険基金の監督

基金監督業務が強化され、基金の管理が更に規範化された。企業年金基金の市場化管理が推進され、年末の時点で、三八の機構の五八の企業年金基金管理資格が認定され、機構が管理運営する企業年金基金投資構成数は五八八、基金金額は九七五億元となった。

(注)

1. 本公報の各種統計データにはいづれも香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾省のデータは含まれていない。
2. 本公報の関連のデータは正式な年報データであり、『中華人民共和国二〇〇八年国民経済と社会発展の統計公報』の一部のデータとは異なる。

【資料出所】

中華人民共和国人力資源・社会保障部ホームページ http://www.mohrss.gov.cn/mohrss/Desktop.aspx?path=mohrss/mohrss/InfoView&id=45d7e434-f438-425b-9b83-807d973acd1&title=Cms_Info

(国際研究部)